

# 平成20年第1回三笠市議会定例会

平成20年3月24日(第4日目)

## 議事次第(第4号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
  - (1) 一般行政報告
  - (2) 教育行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

## 議事日程

- |      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 諸般報告について(一般行政報告・教育行政報告)             |
| 日程第2 | 議案第1号から議案第26号までについて(委報第2号)          |
| 日程第3 | 議案第27号 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について    |
| 日程第4 | 意見書案第2号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書 |
| 日程第5 | 意見書案第3号 酪農畜産政策・価格に関する意見書            |
| 日程第6 | 意見書案第4号 介護労働者の待遇改善を求める意見書           |

## 出席議員(12名)

議 長	5番	高 橋 守 氏	副議長	1番	丸 山 修 一 氏
	2番	岩 崎 龍 子 氏		3番	佐 藤 孝 治 氏
	4番	齊 藤 且 氏		6番	武 田 悌 一 氏
	7番	儀 惣 淳 一 氏		8番	猿 田 重 夫 氏
	9番	谷 津 邦 夫 氏		10番	藤 浪 成 憲 氏
	11番	扇 谷 知 巳 氏		12番	熊 谷 進 氏

## 欠席議員(0名)

## 説明員

市 長	小林 和 男 氏	副 市 長	西城 賢 策 氏
総 務 部 長	森 原 裕 氏	総 務 課 長	星 野 直 義 氏
財 務 課 長	磯 瀬 孝 氏	企 画 経 済 部 長	松 本 哲 宜 氏
企 画 振 興 課 長	須 河 恵 介 氏	農 林 課 長	松 浦 基 晴 氏

商工観光課長	右田 敏 氏	環境福祉部長	澤上 弘一 氏
市民生活課長・	内田 克広 氏	福祉事務所長	阿部 弘之 氏
選管事務所長			
保健福祉課長	永田 徹 氏	建設部長	中沢 敏男 氏
建設管理課長	金子 満 氏	建設課長	米田 廣文 氏
水道課長	作佐部 盛秀 氏	教育委員長	大野 政行 氏
教育長	富樫 繁樹 氏	教育次長	黒田 憲治 氏
学校教育課長	栗山 俊彰 氏	社会教育課長	田中 哲也 氏
病院事務所長	吉田 正幸 氏	病院管理課長	土岐 学 氏
消 防 長	富田 照男 氏	消防署長兼 総務予防課長	辻道 元信 氏
消 防 課 長	石岡 竹志 氏	生活安全センター長	西原 淳志 氏
監 査 委 員	宇野 政美 氏	監査委員事務所長	中村 正法 氏
出席事務局職員			
議会事務所長	北山 一幸 氏	総務係長	豊口 哲也 氏

開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

行政報告の追加について、市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 行政報告の追加分を申し上げます。

まず、最初の報告第1号でございますが、そこに記載しております人事発令を3月1日付で採用する旨の報告であります。

以上で、報告第1号を終わらせていただきます。

続きまして、報告第2号についてでございますが、本件につきましては記載しておりますとおり、3月4日の噴煙発生後、3月8日以降と思われる排気立坑周辺の地盤崩落が生じ、近くの河川の水が流れ込み、現在、大きな水たまりとなっている状況でございます。

事件発生後、関係機関と協力し、周囲の安全確保及び崩落の拡大状況等の調査を行ってきたところであります。幸い、現在崩落の拡大は見られず、比較的落ちついた状況にありますが、早急な原因究明と対策を講じるため、学識経験者を含めた調査委員会の設置が必要と判断し、現在、国、道との協議のもと設置に向け準備を進めております。学識経験者などについては、一定の内諾を得ており、今週中に最終的な承諾をいただくこととしております。

また本調査においては、今後、新年度において一定の費用が必要と考えられますことから、当面予算流用等に対応し、6月議会で補正するなど、今後御相談させていただき進めてまいりたいと考えておりますことから、御理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、調査委員会の設置につきましては、逐次皆さんに御報告させていただくとともに、しかるべき時期に市民周知を図りたいと考えております。

以上で、報告第2号を終わらせていただきます。

議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号、総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に報告第2号、消防本部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

次に、教育行政報告の追加について、教育長から報告を求めます。

教育長、登壇報告願います。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

教育長（富樫繁樹氏） 教育行政報告の追加を申し上げます。

報告第1号市内小中学校教職員の人事についてであります。校長人事では定年退職者が1名、転出者が2名であり、転入者は3名となっております。

教頭人事では、転出者及び転入者がそれぞれ4名であります。

一般教職員の人事については、転出者が6名で、転入者は11名となっております。差し引き5名の定数増となり、この要因は特別支援学級の開設及び児童数の増による複式学級の解消が主な要因であります。この結果、平成20年度当初の教職員定数は96名となるものであります。

次に、報告第2号平成19年度市内中学校卒業生の進路状況についてであります。19年度の卒業生は83名であり、3月19日現在における進学予定者は、率にして93%の77名で、未定が5名、就職が1名の内容となっております。

学校別については別紙のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、報告第3号三笠高等学校教職員人事についてであります。

校長、教頭、事務長については、異動がありません。

一般教職員の人事については、転出者が5名、転入者が1名となっており、新採用については、平成19年度に期限つき採用された教員がそのまま新採用となったものであります。

この結果、平成20年度当初の教職員定数は、17名となるものであります。

次に、報告第4号平成20年度三笠高等学校の合格者の状況であります。

平成20年度の募集状況については、間口1学級、定数40名に対し、第1次の受験者は17名で全員合格となり、3月19日現在の入学予定者は17名であります。

また、第2次募集については3月25日から27日正午まで行われ、合格発表が3月31日となっていることから、最終合格者の数は若干の増が生じる見込みであります。

最後に、報告第5号平成19年度三笠高等学校の卒業生の進路状況であります。3月19日現在で、卒業者数33名のうち進学者が12名、家事手伝い及び進路未定者を含む就職者数は21名となっております。内容については別紙のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

以上、教育行政報告といたします。

議長（高橋 守氏） これより、教育行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、報告第2号について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、報告第3号について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、報告第4号について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 最後に、報告第5号について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、教育行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

## 日程第2 議案第1号から議案第26号までについて（委報第2号）

議長（高橋 守氏） 日程の2 委報第2号、議案第1号から議案第26号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

（予算審査特別委員会委員長藤浪成憲氏 登壇）

予算審査特別委員会委員長（藤浪成憲氏） さきの本会議において付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第26号までの計26件であります。

以下、御報告申し上げますが、審査の詳細及び質疑、答弁の内容につきましては、今回、議長を除く全議員が委員となり審査を行っておりますので、詳細を省略させていただきます。審査の結果についてのみを御報告させていただきますので、御了承賜りたいと思っております。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても、省略させていただきますので、御了承賜りたいと思っております。

それでは、御報告いたします。

初めに、議案第1号三笠市後期高齢者医療条例の制定については、反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案を可決するものと決定いたしました。

次に、議案第2号三笠市職員勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例の制定につい

て、議案第3号三笠市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号三笠市職員の職員団体のための行為制限特例条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号三笠市下水道事業促進化基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定については、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号三笠市総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号三笠市都市公園の条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号三笠市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について、議案第14号平成19年度三笠市一般会計補正予算について、議案第15号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について、議案第16号平成19年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、討論もなく、原案可決するものと決定いたしました。

次に、議案第17号平成20年度三笠市一般会計予算について、議案第18号平成20年度三笠市老人保健特別会計予算について、議案第19号平成20年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計予算については、反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号平成20年度三笠市介護保険特別会計予算について、議案第22号平成20年度三笠市公共下水道事業特別会計予算について、議案第23号平成20年度三笠市育英特別会計予算について、議案第24号平成20年度三笠市水道事業会計予算について、議案第25号平成20年度市立三笠総合病院事業会計予算について、議案第26号土地の取得については、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての御報告といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、議案第1号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第2号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第3号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 4 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 5 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 6 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 7 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 8 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 9 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 10 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 11 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 12 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 13 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 14 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 15 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 16 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 17 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 18 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 19 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 20 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 21 号について質疑を受けます。  
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 2 2 号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 2 3 号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 2 4 号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 2 5 号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 最後に、議案第 2 6 号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第 1 号から議案第 2 6 号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

議案第 1 号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言を願います。

岩崎議員。

2 番（岩崎龍子氏） 議案第 1 号三笠市後期高齢者医療条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

4 月から新たな制度として実施されようとしている、国の後期高齢者医療制度による条例の制度であります。この制度は知れば知るほど高齢者いじめの制度であります。国は 7 5 歳以上の高齢者を後期高齢者と決めて、今まで扶養家族となって保険料の負担がなかった人や収入がない人でも、全ての 7 5 歳以上の高齢者が保険料の負担をすることになる制度です。保険料は年金から天引きとなります。介護保険料と国民健康保険料を合わせると、平均で一月 1 万円以上の負担となり、差し引かれた残りの年金で暮らすこととなります。これでは高齢者の暮らしを直撃するものであります。また、一月 1 万 5, 0 0 0 円以下の高齢者の方には、自分で役所の窓口を支払う普通徴収となります。保険料をまた 1 年以上滞納すると保険証が取り上げられ、病院が窓口で 1 0 割の医療費を払う資格証明になります。お金がなければ病院にかかれず病気が重くなって、命にかかわる事態も生じかねない制度であります。また、6 5 歳から 7 4 歳までの世帯主の保険料も同じように年金から天引きされます。

7 0 歳から 7 4 歳までの高齢者の医療費の窓口負担も、1 割から 2 割負担に引き上げられましたが、国民の怒りの声で 1 年先延ばしとなりました。これは一時しのぎの凍結です。受ける医療の内容もまた、差別が生まれようとしています。保険料も 2 年で見直されることが決まっており、その値上げは確実であります。

このように高齢者のための医療制度といいながら、医療費の予算の削減が本当のねらいであります。このような高齢者に負担を押しつける後期高齢者医療制度に反対する立場が



ら、本条例の制定には反対させていただきます。

以上です。

議長（高橋 守氏） 次に、賛成の議員の発言を願います。

齊藤議員。

4番（齊藤 且氏） 議案第1号三笠市後期高齢者医療条例の制定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

このたびの条例制定の目的は、増大する老人医療費を安定的に賄うため制度化された後期高齢者医療制度の実施に伴い、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳で一定の障害のある人が被保険者となり、加入者の負担能力に応じて公平に保険料を支払う仕組みを設けるものです。

また、この制度とあわせて高額医療、高額介護合算制度が同時にスタートし、負担軽減の仕組みも考慮され、一部被保険者の均等割額にも軽減措置の配慮が見られる観点から妥当であるとの認識により、議案第1号三笠市後期高齢者医療条例の制定については、賛成いたします。

議長（高橋 守氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） これをもちまして討論を終了します。

これより、議案第1号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（高橋 守氏） 賛成議員多数です。

したがって、議案第1号三笠市後期高齢者医療条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第2号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第2号三笠市職員勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第3号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第3号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第3号三笠市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第4号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第4号三笠市職員の職員団体のための行為制限特例条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第5号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第5号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第5号三笠市下水道事業促進化基金条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第6号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第6号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第7号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第7号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第8号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第8号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言を願います。

岩崎議員。

2番(岩崎龍子氏) 議案第9号三笠市国民健康保険条例の一部改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本条例も議案第1号の同様の趣旨によって反対させていただきます。

議長(高橋 守氏) 次に、賛成の議員の発言を願います。

齊藤議員。

4番(齊藤 且氏) 議案第9号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

議案第1号と同趣旨により、議案第9号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、賛成いたします。

議長(高橋 守氏) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) これをもちまして討論を終了します。

これより、議案第9号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(高橋 守氏) 賛成多数です。

したがって、議案第9号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第10号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第10号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第11号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第11号市立三笠総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第12号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第12号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第12号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第13号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第13号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第13号三笠市特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第14号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第14号平成19年度三笠市一般会計補正予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第15号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第15号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第16号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第16号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第16号平成19年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言を願います。

岩崎議員。

2番(岩崎龍子氏) 議案第17号平成20年度三笠市一般会計予算案について、反対の立場から討論させていただきます。

三笠市の高齢化も進み、65歳以上は40%にもなっております。後期高齢者医療制度の導入によって高齢者の不安が広がり、原油の高騰をはじめ灯油の値上げ、食品から日用雑貨の値上がりなどで市民生活を取り巻く環境が厳しい中、低所得者に対する一定の支援策が盛り込まれているものの、市民福祉の向上に主眼を置き、このような分野への予算を重点的に配分する工夫もできたのではないかと思います。

以上によって、第1号議案での反対討論の趣旨を踏まえ、平成20年度一般会計予算について反対いたします。

議長（高橋 守氏） 次に、賛成の議員の発言を願います。

熊谷議員。

12番（熊谷 進氏）先ほど、委員長報告があったとおり、本議案の特別委員会における結論は原案を可とすべきものであります。それに基づき賛成討論を行います。

小林市長は平成15年度に就任されましたけれども、以来約5年間、ひたすら財政健全化に不断の努力をしてまいりました。ちなみに、一般会計の14年度末における地方債残高は約130億円であります。平成20年度末に予定されております一般会計の市債残高は約86億円ということで、43億円余り市債残高を圧縮いたしております。この間、行財政改革における効果額はといえば、約5年間で32億円の行財政効果額を出しております。

青木市長が平成3年度から14年度までに実現させた行財政改革の効果額は、約101億円です。そして15年度から19年度までに引き継がれた効果額を小林市長で見ますと、約119億円ですから、合わせて平成3年度から19年度まででは、三笠市の行財政効果額は221億円になんなんといたします。空知管内23炭地5市1町の中できわめて厳しい財政状況の市や町がありますが、今日、本市の一般会計は比較的穏やかな状態にあるのは、これらの不断の行財政改革があったからと、こう率直に申し上げることができると思います。

この5年間、小林市長は箱物といえば、青木市長時代に作成した公営住宅マスタープランに基づき、幸町団地の仕上げを平成15年度から17年度まで、そして若松団地を平成18、19年度の2年間で仕上げてまいりました。いよいよ新年度、平成20年度以降は榊町団地の老朽工事の建てかえに入りますが、いずれもこれは小林市長みずからの政策でやったものではありません。首長の宿命として非常に目立つ、大きな箱物をつくりたがる、まあつくって実際に失敗した例なども枚挙にいとまがありませんけれども、これらの箱物はイニシャルコストに加えてランニングコスト等を考えますと、非常に義務的経費の増大を招くものであります。私は、まだ当選して若いころに、ある先輩議員が何もしないのが名市長だと。これはさきに述べたことに対する一つの警鐘なのであります。副市長はじめ部下の皆さんは、小林市長がかわいそうだといいたような思いがあるかもしれませんが、しかしそれは違うと思います。政治家の評価は後世の歴史家にゆだねると、こういう言葉がありますが、私もそのとおりだと思っております。

平成20年度以降も財政健全化路線を堅実に歩まれるよう期待をして、本議案に賛成をいたします。

議長（高橋 守氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですので、これをもちまして討論を終了します。

これより、議案第17号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(高橋 守氏) 賛成多数です。

したがって、議案第17号平成20年度三笠市一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言を願います。

岩崎議員。

2番(岩崎龍子氏) 議案第18号平成20年度三笠市老人保健特別会計予算について、さきの第1号の反対の立場から、同様の趣旨によって反対をいたします。

議長(高橋 守氏) 次に、賛成の議員の発言を願います。

齊藤議員。

4番(齊藤 且氏) 議案第18号平成20年度三笠市老人保健特別会計予算について、賛成の立場から討論に参加いたします。

議案第1号と同趣旨により、平成20年度三笠市老人保健特別会計予算については、賛成いたします。

議長(高橋 守氏) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) ないようですので、これをもちまして討論を終了します。

これより、議案第18号について採決をします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(高橋 守氏) 賛成議員多数です。

したがって、議案第18号平成20年度三笠市老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言を願います。

岩崎議員。

2番(岩崎龍子氏) 議案第19号平成20年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算について、第1号議案の趣旨に基づき反対とさせていただきます。

議長(高橋 守氏) 次に、賛成の議員の発言を願います。

齊藤議員。

4番(齊藤 且氏) 議案第19号平成20年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論に参加いたします。

議案第1号と同趣旨により、平成20年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算について

は賛成いたします。

議長（高橋 守氏） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） これをもちまして討論を終了します。

これより、議案第19号について採決をします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（高橋 守氏） 賛成議員多数です。

したがって、議案第19号平成20年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言を願います。

岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） 議案第20号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計予算について、以上についても、さきの第1号の趣旨に基づき、同じ趣旨ですので、反対をさせていただきます。

議長（高橋 守氏） 次に、賛成の議員の発言を願います。

齊藤議員。

4番（齊藤 且氏） 議案第20号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論に参加いたします。

議案第1号と同趣旨により、平成20年度三笠市国民健康保険特別会計予算については賛成いたします。

議長（高橋 守氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですので、これをもちまして討論を終了します。

これより、議案第20号について採決をします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（高橋 守氏） 賛成議員多数です。

したがって、議案第20号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第21号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第21号平成20年度三笠市介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第22号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第22号平成20年度三笠市公共下水道事業特別会計予算については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第23号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第23号平成20年度三笠市育英特別会計予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第24号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第24号平成20年度三笠市水道事業会計予算については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りします。

議案第 25 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 25 号平成 20 年度市立三笠総合病院事業会計予算については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第 26 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 26 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 26 号土地の取得については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

### 日程第 3 議案第 27 号 議会運営委員会及び各常任委員会 所管事項調査について

議長(高橋 守氏) 日程の 3 議案第 27 号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員会の共同提案にかかわるものであり、文章記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

議案第 27 号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 27 号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

日程第4 意見書案第2号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書

議長（高橋 守氏） 日程の4意見書案第2号地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書を議題とします。

本案については、丸山議員ほか4名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、谷津議員から提案理由の説明を求めます。

谷津議員、登壇説明願います。

（9番谷津邦夫氏 登壇）

9番（谷津邦夫氏） ただいま上程になりました地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書を朗読提案を申し上げます。

平成17年に「京都議定書」が発効し、我が国は平成2年に比べ、平成20年から24年の5か年間の温室効果ガス平均排出量を6%削減することを公約として織り込まれますが、平成17年の温室効果ガス排出量は基準年に比べ7.8%上回る状況にあります。

「京都議定書」では、我が国の温室効果ガス削減量のうち、1,300万炭素トンを森林で吸収することとしておりますが、現状の森林整備で推移した場合、年間110万炭素トンに相当する森林吸収量が不足することから、国では平成19年から24年までの毎年110万炭素トン分の吸収に相当する20万ヘクタールの森林整備に必要な予算を追加措置することとしており、全国の森林面積の4分の1を占める北海道が果たす役割は、極めて大きいものがあります。

また、本道では「全国植樹祭」や「北海道洞爺湖サミット」の開催など、道民の環境への関心が高まっていることから、この機会を的確に捉え、森林づくりや環境保全に対する取り組みを加速させ、本道の森林の未来を担う子供たちにしっかりと引き継いでいくことが重要です。

このような中、道では森林の保全と活用に関する方策について検討を行っておりますが、「京都議定書」の第1約束期間を間近にしていることから、道民の理解と協力のもと、新たな財源対策の検討を加速し、早急に森林づくりや環境保全などの対策を講じるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月24日、北海道三笠市議会。

提出先、北海道知事。

よろしく御審議、御採択をお願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第2号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第2号地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

#### 日程第5 意見書案第3号 酪農畜産政策・価格に関する意見書

議長（高橋 守氏） 日程の5 意見書案第3号酪農畜産政策・価格に関する意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員ほか2名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、武田議員から提案理由の説明を求めます。

武田議員、登壇説明願います。

（6番武田悌一氏 登壇）

6番（武田悌一氏） 意見書案第3号酪農畜産政策・価格に関する意見書につきまして朗読提案させていただきます。

北海道の酪農畜産は、専業農家を主体とした中で生産性の高い経営が展開されており、食料の安定供給、国土・環境の保全、地域経済の維持・発展等において重要な役割を果たしています。しかしながら、近年における配合飼料価格や石油価格の高騰などによる生産コストの急激な上昇は、酪農畜産経営に大きな影響を与えており、経営悪化に伴い生産現場は危機的な状況にあると言っても過言ではありません。

世界的なバイオエタノール需要の急増や石油価格の高騰に伴う配合飼料価格等の物材費の上昇は、外的な要因であるとともに生産現場の努力の範ちゅうを超えたものとなっており、危機的な状況にある酪農畜産経営を早急に立て直すため、再生産の確保並びに経営安定に資する有効な政策の確立が極めて重要であります。

つきましては、食の安全・安心の確保を踏まえた畜産物の安定供給に向け、その中心的役割を果たしている生産者が将来展望を持って安心して営農に取り組むことができるよう、総合的かつ実効性のある政策の早期確立に向けて、下記のとおり要望します。

1、加工原料乳生産者補給金単価については、配合飼料等の生産資材価格の高騰を踏まえ、引き上げとすること。

2、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格については、配合飼料等の生産資材価格の高

騰を踏まえ、引き上げとすること。

- 3、肉用牛肥育経営安定対策事業の充実強化を図ること。
- 4、自給飼料の増産に向けた各種事業の一層の充実強化を図ること。
- 5、養豚生産基盤の強化対策を推進すること。
- 6、海外悪性家畜伝染病など家畜防疫対策を強化すること。
- 7、米国産牛肉の輸入に当たり、万全な管理体制を今後も継続すること。
- 8、BSE全頭検査、発生農家等に対する支援対策、畜産リサイクルの再構築などBSE関連対策を引き続き実施すること。
- 9、トレーサビリティの適正な運用など食の安全・安心対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月24日、北海道三笠市議会。

提出先につきましては、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第3号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第3号酪農畜産政策・価格に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

#### 日程第6 意見書案第4号 介護労働者の待遇改善を求める 意見書

議長（高橋 守氏） 日程の6 意見書案第4号介護労働者の待遇改善を求める意見書を議題とします。

本案については、齊藤議員ほか2名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、齊藤議員から提案理由の説明を求めます。

齊藤議員、登壇説明願います。

（4番齊藤 且氏 登壇）

4番（齊藤 且氏） ただいま上程されました意見書案、介護労働者の待遇改善を求める意見書を朗読提案させていただきます。

介護労働者は、人間の尊厳に関わる崇高な仕事をしているにもかかわらず、低賃金、長時間労働など、その劣悪な労働環境から離職率も高く、待遇改善が待たなしの課題となっています。

早朝から深夜までの重労働の上、人手不足で疲れても休暇もとれない状況です。こうした厳しい現実直面して、このままでは生活できない、将来に希望が持てないと、耐えきれず退職していくケースが多発しております。

今後、団塊世代の高齢化などにより、少なくとも今後10年間で40万人から60万人もの介護職員の確保が必要とされておりますが、介護に携わる人がいなくなれば介護保険制度も立ち行かなくなり、まさに介護保険制度の根幹を揺るがす問題です。

介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事ができるよう、また安心して暮らせるよう、政府においては以下の点について特段の取り組みを行い、労働条件や福利厚生の上向上に全力を挙げるように強く要望します。

記

1、全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の実態を職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系が構築できるよう介護報酬のあり方を見直し、次期介護報酬改定で適切に措置すること。

2、昨年8月示された福祉人材確保指針について、福祉・介護サービスを担う人材確保のため、労働環境の整備やキャリアアップの仕組みの構築など早急な取り組みを進め、福祉・介護現場における指針の実現を図ること。

3、小規模事業所などにおける職場定着のための取り組み支援や労働時間短縮のための事務負担軽減策、さらには事業所の労働条件等労働環境に関する情報開示など介護労働者の待遇改善のための総合的な取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年3月24日、北海道三笠市議会。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

以上、御審議のほうよろしくお願ひいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第4号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第4号介護労働者の待遇改善を求める意見書は、原案可決されました。  
本意見書は議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。  
以上をもちまして、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

#### 閉 会 宣 告

議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成20年第1回定例会を閉会します。  
お疲れさまでした。

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員